

## 新・民法小説（４） あらすじと注

### あらすじ

**第7話** Y閣編集部研修生のソラは、先輩たちとともに、今年の日私法学会の大会の開催地である仙台にやってきた。ここ数年、大会における重要テーマであった民法改正（債権法改正）は、法律の世界にいる民法学者にとっては一大事だが、一般の人々にとって必ずしも高い関心を持たれる話題ではない。先日の友達との会話を思い出し、ソラはそう思った。なぜ民法改正に対する国民の関心が低いのかという問題について、ソラは T 大の花村教授にメールで尋ねてみた。教授は、これは日本だけの話ではなく、また、民法のなかの具体的分野によって、状況は違えると返事した。例えば、財産法よりも、家族法のほうが一般的に社会の関心の対象となっている。なぜ財産法は国民の関心の対象にならないのか。そして、家族法を対象としたのに、なぜ「民法小説」はそれほど売れなかったのか。疑問はまだまだ続く――。

**第8話** 秋の深まるとともにソラの配属先も変わった。落ち着かない様子のソラは、やはり「古本まつり」であの本を買わなかったことが悔やまれるようであった。花村教授の勧めでソラの関心は別の本に移り、そこで、どうして自由民権運動の人たちは民法に関心を持っていたのだろうという疑問が浮かんだ。花村教授に聞いてみたら、なぜか先生が1880年代に相次いで創設された私立法律学校のことを語り始めた。実は、当時民法普及書の読者層は私立法律学校の学生たちと地方の若者たちだと教授は考えている。一明治時代における大学・民権運動・法律家はそれぞれ如何に民法に関わるかというパズルに直面し、「民法小説」や「フランス民法」といったピースは如何にはめられて行くか？

### 注

#### 第7話

##### 1

**中川善之助** 日本の法学者で、東北大学名誉教授および金沢大学名誉教授である。現在の東京都出身である。

**日本私法学会** 1948年に創立された民法・商法・民事訴訟法など私法に関心を持つ研究者・

実務家などで組織された学会である。毎年、私法学会大会において、研究発表会、シンポジウム、ワークショップが開催されている。また、学会報告やシンポジウムの内容をまとめたものが毎年、雑誌『私法』として発行されている。私法の分野では日本で最大の基幹的学術団体である。

**債権法改正** 日本民法のうち債権法の分野について全面的な見直しを行うものである「民法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 44 号)は、2017 年 6 月 2 日に公布された。これは、日本民法典の制定以来初めて、契約法部分を全面的に見直すという改正である<sup>1</sup>。

## 2

**手持無沙汰** 何もすることがなくて、間がもたないこと。所在ないこと。また、そのさま。

**切れ目** ①物の途中で切れている所。

②物事のひと区切り。段落。「話のー」

③物事のなくなる時。終わり。「金のーが縁のー」

**2005 年の民法改正** 2005 年 2 月 3 日に、韓国憲法裁判所が韓国民法 778 条「一家の系統を承継する者、分家した者またはその他の事由により一家を創立したか復興した者は戸主となる」、781 条 1 項「子は(中略)父の家に入籍する」、826 条 3 項「妻は夫の家に入籍する」の三条項について、父系血統主義に立脚した正当な理由なき性差別の制度であるとして下した違憲判決に伴い、翌月 2005 年 3 月 2 日にこれら三条項を撤廃する民法改正案が韓国国会で可決され、2007 年大晦日限りで戸籍制度が撤廃された。これによって民法から戸主制に関連する条項が削除され、男性優先の戸主を中心に編成されてきた「家」単位の身分登録システムが大きく変わった。改正案は、併せて「同本同姓(一族の先祖の出身地とされる「本貫」が同じで姓も同じ)」同士の結婚禁止を廃止し、女性にのみ適用されていた再婚禁止期間の条項を削除することなども盛り込まれていた<sup>2</sup>。

**成年後見の改正** 2011 年 3 月、韓国の成年後見制度が抜本的に改正され、2013 年 7 月から施行されている。改正韓国民法は、禁治産・限定禁治産者制度を廃止し、本人の意思と残存(現存)能力に応じて成年後見・限定後見・特定後見の三類型にするなど、後見の種類と内容を多様化させている。また、本人が契約により後見の内容を自由に設計することのできる後見契約(任意後見)制度をも導入した。改正韓国民法では、意思能力のない状態に等しい者か

1 筒井健夫「改正の経緯」大村敦志・道垣内弘人編『解説 民法(債権法)改正のポイント』1-3 頁(有斐閣・2017)。

2 「韓国で戸主制廃止-民法改正案が国会通過(2008 年 1 月から実施)」ヒューライツ大阪(2005 年 3 月)。  
<https://www.hurights.or.jp/news/0503/b01.html>

ら精神的欠陥の軽微な者まで幅広く後見を利用することができるようになった。また、自然人のみならず、法人も後見人になることが可能となり、さらに、親族会を廃止する代わりに後見監督人制度を設け、後見人に対する監督機能を強化した。また、未成年後見におけるとは異なり、成年後見の場合には後見人および後見監督人を複数選任できるようにした<sup>3</sup>。

### 3

**やまびこ** 日本東日本旅客鉄道(JR 東日本)が東北新幹線の東京駅・那須塩原駅・郡山駅-仙台駅・盛岡駅間で運行している特別急行列車である。

### 4

**穂積陳重** 日本の法学者で、梅謙次郎、富井政章とともに日本民法典の起草者である。現在の愛媛県宇和島市出身である。

**非嫡出子相続分** 2013年9月4日、日本最高裁判所は、民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分について、遅くとも2001年7月当時において、法の下での平等を定める憲法14条1項に違反していたとの決定をした。その後、2013年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になった。改正後の民法900条の規定は、2013年9月5日以後に開始した相続について適用することとしている<sup>4</sup>。

**再婚禁止期間** 女性の妻のほうの前婚の解消または取消しの日から再婚することができない100日間ということである。2015年12月16日に、日本最高裁大法廷は6ヶ月の女性再婚禁止期間につき、100日を超える部分について過剰な制約であり、無効であると違憲判決を下した。判決を受け、2016年に日本民法が改正された。

**夫婦別姓** 夫婦は、結婚後も結婚前のそれぞれ本来の姓を使うことを認める制度である。日本では民法750条により結婚後、男性又は女性のいずれか一方が必ず氏を改めなければならない。これを夫婦同氏の原則である。現実には、男性の氏を選び、女性が氏を改める例が圧倒的多数である。ところが、女性の社会進出等に伴い、改氏による社会的な不便・不利益を指摘されてきたことなどを背景に、現在、夫婦別氏制度の導入を求める意見がある<sup>5</sup>。

---

3 尹敬勲「韓国民法の成年後見制度に関する条文の翻訳」流経法學 14(1)A55-A76頁(2014)。

4 「民法の一部が改正されました」法務省 [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00143.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00143.html)

5 「選択的夫婦別氏制度(いわゆる選択的夫婦別姓制度)について」法務省 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>

## 第8話

1

**微笑**（びくしょう） 微笑とも苦笑ともつかぬ笑い。かすかなにが笑い。

**フラダンス**：フラとも言う。ハワイの民族舞踊。各動作に意味をもたせ、物語を表現する。

2

**国会図書館の「デジタルコレクション」** 国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料を検索・閲覧できるサービス。国立国会図書館では、「貴重書画像データベース」（2000～11年）、「近代デジタルライブラリー」（2002～16年）、「児童書デジタルライブラリー」（2003～11年）など、インターネットで資料の画像を見ることができサービスを提供してきた。「国立国会図書館デジタルコレクション」は、これらを統合したサービスで、画像のほかに音声・映像なども提供している。その中、2001（平成13）年6月から、明治期刊行図書のデジタル化を開始<sup>6</sup>。

3

**キムジャン** 韓国で立冬の前後に行われる、キムチをつけ込む行事。

**オンドル** 朝鮮半島や中国東北部の家屋で用いられている暖房装置。たき口で火を燃やし、床に設けた煙道に煙を通して床を暖める。

**三多摩地方** 東京都の西部一帯を占める西多摩、南多摩、北多摩の旧3郡に属していた地域の総称。東京西部の都市化の進展に伴い、市制施行が進み、1970年に北多摩郡、71年南多摩郡はなくなり西多摩郡だけが現存。現在27市と西多摩郡の4町1村とから成る。

4

**日本に特有の判例教材** 判例百選。百選と略称されることが多い。株式会社有斐閣が、雑誌「ジュリスト」の別冊として発行する判例集のシリーズである。最初は1960年4月に、ジュリスト第200号記念として『判例百選』（我妻栄、宮沢俊義）発売。法律学の分野別に一冊あたり概ね100個の裁判例を厳選し、概要と評釈を掲載したものである。基本的には事案の概要と判旨と解説が一つの事例につき見開き2頁で完結するようになっている。法学部や法科大学院の授業において教材として使用される例も多い。

5

**気忙**（きぜわ）しい ここでは、気が短い。せっかちだ。

**帝国大学** 1886（明治19）年に公布された帝国大学令によって設立された旧制高等教育期間（大学）である。1877年創立の東京大学が1886年に同令に基づいて「帝国大学」に改称されたのち、1897年に「京都帝国大学」が創立されると、従前の「帝国大学（旧東京大学）」は「東京帝国大学」に改称された。これにより同令に基づく大学が複数と

---

<sup>6</sup> 国立国会図書館デジタルコレクション HP (<http://dl.ndl.go.jp/ja/intro.html#idx1>) を参考。

なったため、これ以降「帝国大学」は、同令によって設置された大学の総称となり、最終的に、日本国内に7校（七帝大）、国外に2校設置された。

**カリキュラム** 学校の教育目標を達成するために、児童・生徒の発達段階や学習能力に応じて、順序だてて編成した教育内容の計画。教育課程。

**政論** 政治上の事柄に関する議論。

**立身** 社会的によい地位につくこと。名声を得ること。

「改正日本民法正解」 高野勝三、吉川豊三、乾吉次郎（いぬいきちじろう）三人の合著。  
1898年に駸々堂により出版された。